

鹿屋体育大学博士論文審査基準

〔平成26年1月30日〕
研究科委員会決定
改正 平成26年6月27日
令和5年3月31日

(趣旨)

第1 この基準は、鹿屋体育大学学位細則第21条第3項及び第30条第3項に基づき、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査基準に関し必要な事項を定める。

(博士論文の審査基準)

第2 博士論文の審査は、以下の審査基準に基づき、かつ博士論文について当該学問分野における研究を発展させるに十分な新知見と学術的価値が見出せるものであり、また申請者が近い将来、自立した研究者として当該分野において主導的に活躍し当該分野の発展に貢献できる能力及び学識が認められるかを審査する。

(1) 研究テーマ及び研究内容の独創性

ア 研究テーマ、問題設定、研究方法、考察・結論等に独創性が認められる。

イ 研究成果は、現場への有用性や学界への貢献等、学術的・社会的意義が明確である。

(2) 研究デザイン

ア 研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それを受けて論述が適切に展開されているか。

イ 論理に一貫性があり、結論が明確に導き出されているか。

(3) 研究方法

ア 研究テーマ・目的及び問題設定に対して適切な研究方法が選択されているか。

イ 研究方法を深く理解し、資料・データの適切な収集・取扱いや分析法を習得しているか。

ウ 結果の解釈、考察は妥当であるか。

エ 倫理的配慮がなされているか。

(4) 当該研究領域に対する理解

先行研究や当該分野の研究動向、関連研究について、幅広くかつ的確に理解しているか。

(5) 論文の構成・体裁

緒言、方法、結果、考察、結論等の構成と内容、引用の方法及び注・文献の示し方等が適切であり、学術論文としての体裁が整っているか。

(雑則)

第3 博士論文の審査基準に関し、この基準によりがたい場合には、研究科委員会がその都度定める。

附 則

この基準は、平成26年1月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平 2 6 . 6 . 2 7）

この基準は、平成 2 6 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則（令 5 . 3 . 3 1）

この基準は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 1 6 日から適用する。